

公費負担医療助成制度一覧表

別表 1 (医療助成が受けられる主なもの)

公費負担医療助成制度	該当者・病名等	提出書類
重度心身障害者医療費支給事業	- 身体障害者手帳 1 ～ 3 級 - 療育手帳マル A、A、B <u>精神障害者保健福祉手帳 1 級</u> } いずれかの 交付を受けた方	① 公費負担医療助成該当届出書 (別紙 1) ② 各該当医療費受給者証の写し
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けた方	
精神障害者通院医療費助成事業	自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方で、 <u>自己負担額(医療費総額の 1 割)に対し、さらに居</u> <u>住市区町村から助成を受けている方</u> ※志木市・戸田市・新座市・和光市在住の方は、必ず提出してください。	
母子保健法による医療(養育医療)	養育のため医療機関に入院の必要がある未熟児	市区町村に払い込みをした領収書等の写し
多子世帯に対するこどもの医療費支給事業	鴻巣市在住の 18 歳までの子を 3 人以上養育する世帯で、高校生等の子(中学生以下の子については届出の必要なし)	① 公費負担医療助成該当届出書 (別紙 1) ② こどもの医療費受給者証(緑色)の写し

※ 埼玉県外については、公費負担医療助成の受給者証の名称が異なる場合があります。また、上記の他にも医療助成の対象となる場合がありますので、市区町村から自己負担額に対して医療助成を受けている場合は届出をお願いします。

※ 公費負担医療助成制度の適用の手続きは、本人(保護者を含む)が、居住地を管轄する市区町村、保健所等に申請することになります。

※ 鴻巣市の多子世帯に対するこどもの医療費支給事業のように、お住いの市町村で子供の年齢で一律に医療費助成する制度以外に、該当する方のみ助成が受けられる制度があり該当している場合は、届出をお願いします。

別表 2（医療助成が受けられないもの）

公費負担医療助成制度	該当者・病名等	提出書類
乳幼児（義務教育就学児、こども） 医療費助成制度	所得制限によって乳幼児（義務教育就学児、こども）医療費助成制度が受けられない方 ※乳幼児（義務教育就学児、こども）医療費助成制度に該当する年齢の被扶養者は、通常市区町村からの助成があるものとし、医療給付金の支給を行っておりません。	①乳幼児（義務教育就学児）医療費助成対象者非該当届書（別紙 2） ②医療費助成が受けられないことが確認できる書類の写し

※乳幼児（義務教育就学児、こども）医療費受給者証の交付を受けている方が、埼玉県及び東京都以外の道府県に転居する際には御連絡ください。